

規制改革推進会議 医療・介護・保育WG
(第4回)提出資料

医薬分業推進の下での規制の見直し

平成28年11月15日

厚生労働省 保険局、医薬・生活衛生局

医薬分業推進の下での規制の見直し

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの運用状況
2	薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し	薬局の機能やサービスに応じた診療報酬となるように、調剤報酬の在り方について抜本的な見直しを行い、サービスの質向上と保険財政の健全化に資する仕組みに改める。門前薬局の評価を見なおすとともに、患者にとってメリットが実感できる薬局の機能は評価し、実際に提供したサービスの内容に応じて報酬を支払う仕組みに改めるなど、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする。	平成27年度検討・結論、次期診療報酬改定において措置	措置済み	平成28年度診療報酬改定において、 <ul style="list-style-type: none">・かかりつけ薬剤師・薬局の評価・いわゆる門前薬局の評価の見直し・対物業務から対人業務への構造的な転換を進めるための調剤料の見直しなどの対応を行った。 ※今後も、薬局に係る対物業務から対人業務への転換を促すための措置の影響を調査・検証し、調剤報酬の在り方について引き続き検討していく。

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの運用状況
3	薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し	<p>薬局においてサービス内容とその価格を利用者にわかりやすく表示し、利用者が薬局を選択できるようにする。さらに、利用者がサービスごとに利用の可否を選択できるよう、提供されたサービス利用者が確認することも含めてサービスの提供の在り方を検討する。</p>	<p>平成27年度検討・結論、平成28年度措置</p>	<p>措置済み</p>	<p>○平成28年度診療報酬改定において、薬局が患者に対してサービスの内容を分かりやすく提供できるよう、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示することを規定した。</p> <p>○平成28年度診療報酬改定に新設された、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料については、算定に当たり、患者の同意を求め、同意を得る際に費用も含めて説明することを規定した。</p>

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの運用状況
7	保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立	<p>医薬分業の本旨を推進する措置を講じる中で、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保健医療機関の間で、患者が公道を介して行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改める。保険薬局と保健医療機関の間の経営上の独立性を確保するための実行ある方を講じる。</p>	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	措置済み	<p>○平成28年1月27日の中央社会保険医療協議会において、保険医療機関と保険薬局の一体的な構造に係る解釈等について、独立制と患者の利便性の向上の両立の観点からの見直しを行うこととした。</p> <p>○保険薬局の独立性と患者の利便性の向上の両立を図る観点から、平成28年度3月31日付け通知によって保険薬局の構造上・経営上の独立性の取扱いについての解釈を改め、10月1日より施行。</p>

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	措置状況	これまでの運用状況
6	政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	検討中	服薬情報の一元的・継続的な管理の実施状況を効果的に把握できるものとなるよう、かかりつけ薬剤師・薬局の体制整備状況や薬学的管理・指導の実施状況等を複合的に把握する指標を設定した。 今年度、モデル事業等を踏まえかかりつけ薬剤師を配置している薬局の具体的な把握の仕方について検討中。
8	ICT技術を活用した服薬情報の一元化	ICTの有効活用により、患者自身および薬局が服薬情報の管理を行い、他の薬局及び医療機関等と情報連携をより効果的、効率的に行うことができる仕組みの構築について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	措置済み	電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討会を開催し、その報告書を踏まえて、全国の薬局で患者等が電子版お薬手帳を円滑に利用できるようにするための留意事項(標準フォーマットへの準拠等)について、平成27年11月27日に運営事業者等に通知を発出した。 平成28年度から、留意事項に沿って運用される電子版お薬手帳を紙媒体のお薬手帳と同様に診療報酬上評価することとした。

(No.2、3関係資料)

平成28年度調剤報酬改定の概要

【規制改革実施計画における記載】

- 薬局の機能やサービスに応じた診療報酬となるように、調剤報酬の在り方について抜本的な見直しを行い、サービスの質向上と保険財政の健全化に資する仕組みに改める。門前薬局の評価を見直すとともに、患者にとってメリットが実感できる薬局の機能は評価し、実際に提供したサービスの内容に応じて報酬を支払う仕組みに改めるなど、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする。
- 薬局においてサービス内容とその価格を利用者に分かりやすく表示し、利用者が薬局を選択できるようにする。さらに、利用者がサービスごとに利用の可否を選択できるように、提供されたサービスを利用者が確認することも含めてサービスの提供の在り方を検討する。

調剤報酬の見直しについて(1)

1. かかりつけ薬剤師の評価

- 患者が選択した「かかりつけ薬剤師」が、処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行う業務を薬学管理料として評価する。

現行

薬剤服用歴管理指導料
41点/34点



改定後

かかりつけ薬剤師が行う服薬指導

(新) かかりつけ薬剤師指導料 70点

かかりつけ薬剤師以外の薬剤師が行う服薬指導

薬剤服用歴管理指導料 50点/38点

50点: 初回の来局時。2回目以降、お薬手帳がない場合
38点: 2回目以降、お薬手帳がある場合

<「かかりつけ薬剤師」が行う業務>

- ・患者の**全ての受診医療機関と服薬状況を一元的に把握**
- ・調剤後も患者の服薬状況や指導内容を処方医へ提供し、**必要に応じて処方提案**
- ・患者からの**相談に24時間応じられる体制**
- ・**服用薬の整理(必要に応じて患家を訪問)**

※ 「かかりつけ薬剤師」の要件

- ・保険薬剤師として一定年数以上の薬局勤務経験
- ・当該保険薬局に週の一定時間以上勤務
- ・当該保険薬局に一定年数以上の在籍
- ・研修認定の取得 ・医療に係る地域活動への参画

2. かかりつけ薬剤師が役割を発揮できる薬局の体制及び機能の評価 (基準調剤加算の見直し)

- かかりつけ薬剤師が役割を発揮できる薬局の体制及び機能の評価するため、基準調剤加算を統合し、「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、在宅訪問の実施、開局時間、相談時のプライバシーへの配慮等の要件を見直す。

調剤報酬の見直しについて(2)

[かかりつけ薬剤師の評価(出来高)]

- 患者が選択した「かかりつけ薬剤師」が、処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行う業務を薬学管理料として評価する。

(新) かかりつけ薬剤師指導料 70点(1回につき)

※ 薬剤服用歴管理指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料又は在宅患者訪問薬剤管理指導料(当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除く。)と同時に算定できない。

[算定要件]

- ① 患者が選択した保険薬剤師が患者の同意を得た上で、同意を得た後の次の来局時以降に算定できる。
- ② 同意については、当該患者の署名付きの同意書を作成した上で保管し、その旨を薬剤服用歴に記載する。
- ③ 患者1人に対して、1人の保険薬剤師のみがかかりつけ薬剤師指導料を算定できる。かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が指導等を行った場合は当該指導料を算定できない(要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料は算定できる。)
- ④ 手帳等にかかりつけ薬剤師の氏名、勤務先の保険薬局の名称及び連絡先を記載する。
- ⑤ 担当患者に対して以下の業務を実施すること。
 - ア 薬剤服用歴管理指導料に係る業務
 - イ 患者が受診している全ての保険医療機関、服用薬等の情報を把握
 - ウ 担当患者から24時間相談に応じる体制をとり、患者に開局時間外の連絡先を伝え、勤務表を交付(やむを得ない場合は当該薬局の別の薬剤師でも可)
 - エ 調剤後も患者の服薬状況、指導等の内容を処方医に情報提供し、必要に応じて処方提案
 - オ 必要に応じて患家を訪問して服用薬の整理等を実施

[施設基準]

以下の要件を全て満たす保険薬剤師を配置していること。

- (1) 以下の経験等を全て満たしていること。
 - ア 施設基準の届出時点において、保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があること。
 - イ 当該保険薬局に週32時間以上勤務していること。
 - ウ 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に6月以上在籍していること。
- (2) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること。(当該規定は、平成29年4月1日から施行)
- (3) 医療に係る地域活動の取組に参画していること。